

=====
コンテンツ (No.12)

今回は、JETRO からの情報発信についてのお知らせ、及び、8月に知識産権局から発表された「1998年中国知的財産保護の状況」にレポートの全文翻訳を掲載致します。

1. おしらせ
2. 1998年中国知的財産権局の保護状況
 - (1) 国家知識産権局の設立
 - (2) 専利(特許、実用、意匠)業務
 - (3) 商標業務
 - (4) 著作権保護
 - (5) 税関の知的財産権保護
 - (6) 録音録画製品市場の管理
 - (7) 公安機関による海賊版取り締まり
 - (8) 植物新品種の保護
 - (9) 国際交流と協力

1. JETRO からの中国知財情報発信のお知らせ

現在、特許庁では日本貿易振興会(ジェトロ)に委託し「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しています。

中国では北京、上海、香港の3都市において、ジェトロが法律事務所等と契約をし、工業所有権の模倣対策に関連する判例、新聞情報等を収集しています。

収集された情報は、今後 JETRO のHPに掲載する予定ですが、リテイン先の弁護士事務所等より電子データで提出されるレポートについては、提出される度に、China IP News Letter 読者の皆様に、北京、上海、香港の各事務所からお届けしたいと考えています。

配布不要または、E-mail アドレスを JETRO 各事務所に知らせないで欲しい等の方は、本 China IP News Letter 末尾に記載されている日中経済協会 知的財産権室 韓 艶梅までご連絡ください。

また、ジェトロへの委託事業では、情報収集以外に、契約先の弁護士を講師としたセミナーの開催、無料相談窓口を設置しております。ご希望の方は、以下のジェトロ事務所までご連絡下さい。

JETRO 北京 Tel.+86-10-6513-7075 ~ 7, Fax. +86-10-6513-7079
(担当: 皆川、王)

JETRO 上海 Tel.+86-21-6270-0489, Fax. +86-21-6270-0499
(担当: 水田)

JETRO 香港 Tel.+852-2501-7224, Fax. +852-2868-1455

(担当：多田)

2. 1998年中国知的財産保護の状況

1998年は、中国知的財産権制度の発展史に重要な意義を持った一年である。

1998年3月、中華人民共和国専利局は中華人民共和国国家知識産権局と改名し、国務院の直屬機構となった。これは中国政府が知的財産権の保護を強化するためにとった重大な措置で、中国の知的財産権事業が新たな発展時期に入ったことを表明している。

1998年、改革開放の深化に伴い、中国は知的財産権保護において、注目すべき成績を遂げた。専利、商標、著作権を三つの支柱としている知的財産権法律体系が中国において更に全面的に貫徹、実施されてきた。専利の出願件数と商標の登録件数が増加し、著作権侵害の海賊版の差し押さえも重要な進展を遂げた。税関の知的財産権保護が、対外貿易の促進に大いに貢献した。公安部門が録音録画製品の市場の治安、管理を強化し、海賊版の違法行為を厳しく打撃して、顕著な成果を遂げて、録音録画製品の市場が規範化されてきた。文化部門は権利を侵害する海賊版と違法刊行物の差し押さえに力を入れてきた。植物新品種の保護でも新しい進展を遂げた。知的財産権の分野で国際機関、世界各国との交流、協力を幅広く強化してきた。また、社会全体の知的財産権に対する認識が一層高まり、各地区、各部門、各機構、企業の知的財産権保護の能力とレベルも向上した。

(1) 中国国家知識産権局の設立

1998年3月、中華人民共和国国務院が再び機構の改革を行った。今回の機構改革で、中国専利局は中国国家知識産権局と改名し、国務院の直屬機構となった。これにより、国家知識産権局には知的財産権に関する渉外事項をとりまとめる職能が増加し、以前、国家科学技術委員会にあった国務院知的財産権弁公会議弁公室の業務を吸収した。また、専利出願の受理、審査、再審及び専利権無効の宣告等の業務を中国国家知識産権局専利局に担当させることになった。国家知識産権局は国務院の専利主管部門であり、渉外知的財産権事務の管理、調整の担当部門であるが、主な職責は以下のものである。専利法及びその実施細則の改正草案の提出、関連の知的財産権法規の研究、専利業務の規定、制度の制定及び実行；知的財産権の渉外業務の方針、政策の研究、制定、国外における知的財産権の発展動向の研究；渉外知的財産権に関する事務の調整（必要があれば対外知的財産権交渉を含む）専利に関する国際連絡事務、協力及び交流活動；全国の専利発展企画の策定と専利情報ネットワーク企画の制定を行う。専利権確認及び侵害判定の基準の制定、権利確認機構の指定と管理、専利紛争処理及び専利の偽称行為の差し押さえについて地方期間の指導、専利代理機構の審査、人員の資格の確認、渉外専利代理機構の指定；専利法及び関連法規の宣伝普及業務、知的財産権に関する教育と研修の企画；また、国務院の指定す

る他の事項の取り扱いである。これにより、国家知識産権局は専利業務を主管し、知的財産権に関する渉外事項を担当する国務院の直属機構となった。

国家知識産権局の設立は中国政府が知的財産権の保護を強化するための重大な措置で、中国知的財産権制度発展の歴史上、重要な意義を持っている。

(2) 専利業務が新しい段階に発展

1998 年は中国専利業務が引き続き発展した一年である。国家知識産権局は一年間に専利の出願を合計 121,989 件受理し、1997 年より 6.8%増加した。その内、国内出願は 96,233 件で、当年の総量の 78.9%を占め、国外出願は 25,756 件で、当年の総量の 21.1%を占めている。全部の専利出願に、発明の出願は 35,960 件で、29.5%を占め、1997 年より 6.8%の増加だった；実用新案の出願は 51,397 件で、42.1%を占め、1997 年より 2.5%の増加だった；意匠の出願は 34,632 件、28.4%を占め、1997 年より 13.9%増加した。1985 年 4 月 1 日から 1998 年 12 月 31 日まで、中国で受理された専利出願の数は既に 861,506 件に達した。

1998 年の国内専利出願のうち、職務出願の数は 31,787 件で、国内出願総件数の 33.1%を占め、非職務出願の数は 64,355 件で、去年より 7.2%増加した。その内の発明、実用新案、意匠の職務出願は去年よりそれぞれ 8.7%、4.8%、6.5%増加した。年間の国内職務出願において、発明と実用新案は 49.9%を占め、意匠の出願は 50.1%を占めている。

1998 年、企業の専利出願は 27,179 件で、去年より 6.7%を増加した；科学研究機構の専利出願は 2,861 件で、去年より 1.1%を増加した；大学、単科大学の専利出願は 1,445 件で、去年より 11.8%を増加した。

1998 年の国内専利出願数の省別のベスト 10 は、広東(13,473 件)、台湾(7,727 件)、山東(7,597 件)、浙江(7,074 件)、北京(6,321 件)、江蘇(5,829 件)、遼寧(5,643 件)、上海(3,419 件)、福建(3,393 件)、河北(3,295 件)である。

1998 年 12 月 31 日までに、我が国に専利出願をした国家及び地区は合計 95 である。1998 年に我が国に専利出願をした国家及び地区は 67 で、中にはモルジブ(2 件)、ラトビア、レバノン、マダガスカル、セントビンセントおよびグレナディーン諸島(各 1 件)といった新しく増加した五ヶ国も含まれている。出願件数の上位 10 ヶ国は日本、米国、ドイツ、韓国、フランス、英国、スイス、オランダ、スウェーデン、イタリアである。

1998 年に合計 67,889 件の専利権利が付与され、去年より 33.1%増加した。内訳は発明専利権が 4,733 件、実用新案権が 33,902 件、意匠権が 29,254 件で、去年よりそれぞれ 35.5%、24.0%、45.1%増加した。

1998 年に 322 件の再審請求が受理された。これは、1997 年より 17 件増加し、6%の増加である。その中に異議決定不服の審判請求は 76 件である。1998 年の再審出願には、発明出願に関するものは 240 件(異議不服の審判請求を含む)請求総件数の 75%を占めている。1998 年に結審された再審は 258 件で、その中で拒絶査定を撤回するのは 64 件、結審総数の 24.8%を占め、この比率は去年よ

り顕著に下がった。

1998年に受理された無効請求は636件で、1997年より86件増加した。一年間に結審した398件の無効請求の中で、専利権無効の宣告は118件であり、結審総数の29.6%を占めている。専利権の一部が無効と宣告されたのは27件で、結審総数の6.8%を占め、双方の和解により、無効請求を撤回したのは80件で、結審総数の20.1%を占めている。去年に比べれば、無効請求を撤回する案件の比率が低下した。

全国54の省級、市級、自治区級の専利管理機関の統計によれば、1998年に受理された専利紛争案件は612件で、内465件が結審され、結審率は76%である。612件の受理案件の内訳は、侵害紛争案件が544件で、受理案件の89%を占め、専利出願権紛争と専利権利紛争が合計55件で、9%を占め、発明者紛争、報奨金等他の紛争が13件で、2%を占めている。結審された案件のうち、裁定で結審されたのは116件で、結審案件の25%を占め、調停で結審されたのは226件で、49%を占め、撤回によって結審されたのは103件で、22%を占め、拒絶と終結は18件で、4%を占めている。1997年と比較すると、受理された紛争案件は21件増加し、うち侵害案件は14件の増加、発明者紛争と報奨金など他の紛争は7件の増加、専利出願権紛争と専利権利の紛争は1997年と同数であった。専利管理機関の専利紛争を処理する件数が着実な歩調で増加しつつあることは明らかである。

各省、市、自治区は商品の流通分野において引き続き専利偽称行為の差し押さえを展開し、多くの省は統一的行動と個別のアクションを組み合わせる方式を採択した。1998年、各専利管理機関は専利偽称行為を合計2,086件摘発し、この数は1997年より倍増した。この行動により、専利管理機関の法律執行の地位が大いに高まり、知名度が向上し、専利市場が浄化され、消費者の合法的利益が保護されるようになり、社会各界から好評を得た。

広東、四川、河北省が「専利保護条例」を制定、実施したのに従い、1998年、山東、湖北、安徽、遼寧省も相次いで「専利保護条例」を制定・実施した。これらの条例の実施により、関連の専利管理機関の執行能力が大いに強化され、専利管理機関が案件を処理する際に法律によって採択できる必要な強制手段が保証されたため、専利保護の程度が強化され、専利保護の業務を大幅に進めることができるようになった。

1998年、国家知識産権局は「専利技術の産業化を促進するモデルプロジェクト実施方案」を制定、発布して、「モデルプロジェクト」として34の項目を選出し、国家経済貿易委員会と共同で70社の専利モデル企業を確定した。

「専利法」が更に社会主義市場経済体制の需要と関連国際条約の規定に応じて、中国の専利制度を完備させるため、1998年、国家知識産権局は数年来の専利法改正についての意見と要望を基礎として、分析、整理と研究を経て、複数の改正案を提出し、「専利法の第二回改正意見集」を作成し、「専利法」の第二回の改正に必要な準備を行なった。

(3) 商標業務の全面的な発展

1998年に我が国の商標業務は全面的な発展をとげた。商標局は商品商標とサービスマークの商標登録出願を合計157,683件受理した。1997年より8,928件の増加であった。内訳は、国内出願が129,394件で、出願総件数の82.1%を占め、国外出願は18,252件で、出願総件数の11.6%を占め、マドリッド拡張請求登録が10,037件で、出願総件数の6.3%を占めている。

1998年商標局は139,228件の商標を審査し、25,685件の登録商標変更、14,863件の登録商標譲渡、10,231件の登録商標更新、1,538件の登録商標終結、撤回及び11,800件の商標許諾契約登録を処理した。また、2,285件の商標異議申請を受理し、その中、サービスマーク異議申請は164件であった。

一年間に107,710件の登録商標を認可し、1998年年末には、我が国の有効登録商標は968,827件に達した。

1998年商標評審委員会は各級の商標審判申請を合計4,890件受理し、内4,370件を裁定した。

商標局と商標評審委員会は異議、審判などの商標手続きを通じて、法律によって一部の社会的影響のある案件を裁定した。例えば、RJ Reynolds 煙草会社の「CAMEL」商標異議案件、ディズニーの「HILLO MICKEY」商標異議案件、INTELの「pentium」商標異議案件、「武松打虎」商標撤回案件などがある。これにより、当事者の合法的利益が有効に保護され、商標分野における不正競争行為が制止され、知的財産権を保護する我が国の良好な国際イメージが確立された。

1998年、全国において摘発、処理された各種類の商標違法事件は28,952件で、その内訳は一般の商標違法事件が14,216件、商標侵害偽称事件が14,736件であった。貴州茅台酒工場の「MAOTAI」、米国S.C.JOHNSON & Son Ltd.の「PLEDGE」、香港YUFA GROUP LTD.の「PLAYBOY」、CHINA HUAYUAN COMPANY LTD.(HONG KONG)の「LEONARDO」等登録商標の専用権を侵害した重大な商標侵害偽称事件は、特に重視されて処理された。商標違法事件の処理に罰金の総額は8554.7万人民元に達し、差し押さえられ、または、除去された商標の標識は4億件(セット)、差し押さえられた商標侵害に使用する鋳型、版木及び他の関連機械は19,340件、商標登録者の経済的損失に裁定した賠償額は約500万人民元、司法機関に引き渡した刑事責任者は35人。同時に、各級の工商行政管理機関は「商標法」と「行政訴訟法」等の一連の法律、法規を真摯に貫徹し、商標案件の手続きを厳格に遵守して、商標案件処理の質を大いに向上させてきた。

周知商標への保護を強化した。商標局は地方の工商行政管理機関に指導をして、青島の「双星」登録商標侵害事件、浙江の「張小泉」登録商標侵害事件等を法律によって処理した。また、工商行政管理機関は関係部門と協力して、「UL」等の標識について有効な保護を実施した。

1998年、「商標法」改正の調査、研究が開始され、「商標法」改正業務グループが成立した。12月、国家工商行政管理局はWIPOと共に北京で商標法検討

会を主催して、WIPO、米国、フランス等の専門家から国際商標立法と商用保護についての専門的意見を聴取した。調査研究に基づいて、「商標法」改正業務グループは改正の要点を提出し、改正の目標を明確にして、「商標法」改正業務早期完成のための基礎を築いた。

(4) 著作権保護のたゆまぬ進歩

1998年、全国における著作権関係部門は著作権保護の法律法規を完備させ、我が国の著作権保護システムを完備させるために、困難を克服し、間断なく進歩と成績を遂げ、各方面において一定の進展を見た。

著作権法の改正は順調に進み、国家版權局など関係部門のたゆまない努力を経て、1998年11月18日、国務院第七回常務委員会で著作権改正草案が討論されて原則的に通過した。

1998年、全国において各地の版權局は合計1,208件の著作権案件を受理し、内1,082件が結審され、結審率は89.6%となった。その中、処罰したものは826件、司法機関への移送は28件、調停は294件であった。案件の受理、結審について、省別のベスト5は湖南、山東、上海、四川と北京である。

1998年、各地の版權機関は海賊版の取り締まりに引き続き力を入れてきた。各地の版權局は各種の海賊版製品を合計654万件以上差し押さえた。その中、海賊版の書籍と雑誌は486万冊以上、海賊版のソフトウェアは37万枚、海賊版の録音録画製品は68万件以上であった。海賊版製品の差し押さえについて、省別の上位5省は湖北、湖南、山東、広西と広東である。海賊版を更に有効に取り締まるために、国家版權局の推進により、全国海賊版取り締まり連盟は既に発足している。

1998年、全国における各作品使用機構は合計5,469件の図書著作権を輸入し、588件の図書著作権を輸出した。図書著作権の輸入について上位の5省は北京、陝西、上海、江蘇と広西で、図書著作権の輸出について、上位の5省は北京、山東、江蘇、四川と黒龍江となっている。

著作権貿易の展開を更に推進するために、各地の版權機関は多くの業務を遂行した。1998年4月、国家版權局は北京で'98BIBF全国著作権貿易研修を行い、全国における240社の出版社、著作権代理会社から人員が派遣され研修に参加したため、その後開催された北京国際図書博覧会では著作権貿易の取引高が上昇することとなった。

著作権者へのサービスを強化するために、中央編制弁公室と国家版權局に批准のもと、1998年4月、中国版權保護中心が正式に成立した。

作品の登録及び使用料の徴収と権利者への分配を目的として、1998年、各地の版權局及び中国版權保護中心は3,265件の作品を登録した。その中には、美術撮影の作品が1,776件、文字作品が414件であった。中国版權保護中心はソフトウェア作品を738件登録した。中国版權保護中心が登録したソフトウェアの作品は累算すると既に3,034件に達している。作品登録の上位5省は福建、広東、江蘇、黒龍江と湖南である。1998年中国版權保護中心は新聞、雑誌社が

納付した180万元の法定使用料を受け取り、既に80万元を著作権者に分配した。

1998年、全国の各級版權機関は著作権法律の普及と宣伝を引き続き強化した。その中でも国家版權局が8月に第六回北京国際図書博覧会において行った「中国版權保護絵・写真展覧」は最も注目を集めた。その展示は多くの図書及び実物により、図書展示を訪れた内外の観衆に中国の版權保護及び著作権貿易等の状況を如実に紹介した。中共中央政治局常委、國務院副總理李嵐清及び鄒家華、曹志、彭佩雲、成思危、許嘉路、胡啓立、経叔平等党と国家の指導者が展示を見学した。新華社、人民日報、中央テレビステーションなど多くの新聞機構もこの展示について報道した。また、国家版權局は「中国の著作権保護」という大型の宣伝印刷物を編集し、幅広く配布した。

版權管理担当者の専門レベルを更に向上するために、国家版權局は昨年行った「全国北方地市級版權局局長研修」に続いて、1998年に成都で「南方地区全国地市級版權局局長研修」を行った。これまで、全国における全ての地市級版權局の局長が正式な著作権研修を一回受けた。これは各地の版權機関が法律によって職能を行使する基礎となった。

(5) 税関の知的財産権保護における顕著な成果

1998年、全国の税関は「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」と他の知的財産権保護に関する法律、法規を真摯に貫徹、執行し、輸出入の過程に多くの知的財産権案件を検出し、処理して、侵害貨物の輸出入を有効に阻止し、社会主義法制と健全な貿易秩序を維持、保護してきた。

「知的財産権税関保護条例」の規定により、知的財産権の権利者が税関の保護を要求するためには、その知的財産権を税関総署で登録する必要がある。現在、税関総署で既に登録されている知的財産権は1,331件で、その内訳は、商標権は999件、専利権は228件、著作権は104件である。

1998年、中国税関は知的財産権の権利者との連携を強化し、輸出入過程における侵害行為の取り締まりに輝かしい成績を取得した。1998年、全国の税関が摘発した侵害案件は233件、市場価格で5,267.9万元に相当する。差し押さえられた侵害貨物は主に紡績製品、服装、運動靴、軽工業製品などである。上述の侵害貨物のうち、外国の権利者の知的財産権を侵害した貨物は相当な比率を占めている。その中に、「NBA」、「NIKE」、「ADIDAS」など著名な商標を侵害した貨物を含んでいる。

1998年、全国において、各税関出摘発、処理された専利権侵害製品の輸出入事件は約20件で、一部の案件の摘発、処理に、税関は現地の専利管理機関と協力して、専利権者の合法的利益を有効に保護した。例えば、上海とウルムチの税関が専利侵害の嫌疑貨物を発見した際、当地の専利管理局はいずれも嫌疑貨物の侵害判定に積極的に協力したため、税関が差し押さえた貨物を順調に没収することができた。

また、中国税関は海賊版の録音、録画製品と関連のディスク生産ラインの取り締まりに特に力を入れてきた。中国政府が「掃黄打非（ポルノ作品と違法出版

物の取り締まり)」といった活動を展開して以来、多くの闇ディスク生産ラインが取り締まりを受け、国内の海賊版ディスク生産ラインは大きなダメージを受けた。このため、違法経営者の多くは高額な利益確保のために、海賊版ディスクの生産を国外へ移転させた。また、海賊版の録音録画製品の生産行為が現在も活発に行われている状況に鑑み、全国的な「掃黄打非（ポルノ、違法出版物の取り締まり）」活動に協力し、侵害録音録画製品の取り締まりを重点業務としている。貨物運送、郵送、個人旅行について、出入国のCD、VCD、LD及びコンピューターを厳格に検査し、コンテナ及び香港澳門往復の小型船舶を利用するディスクの密輸行為を重点的に取り締まってきた。

部分的な統計によれば、1998年に差し押さえられた海賊版のディスクは2,000万枚以上である。海賊版ディスク密輸が大幅に抑制された。成績が際立った税関は広州、拱北、深セン、黄埔、江門、汕頭等の税関である。

中国税関は国内外の関係権利者や、権利者組織と積極的に協力し、情報交換、研修などの面で著しく効果のある協力を行ってきた。目下、中国税関は商業ソフトウェア連盟、米国映画協会（MPA）、国際レコード工業協会（IFPI）を含む多くの国際知的財産権組織と協力関係を確立した。

1998年3月、税関総署は深センで海賊版ディスク及びその生産ラインの鑑別研修を行い、国際レコード工業協会と米国映画協会の専門家を招請して、中国税関の担当者に海賊版ディスクの鑑別技術を紹介し、税関担当者の侵害貨物の識別能力を更に向上させた。

「Beanie Babies」といった綿毛動物玩具の著作権を侵害した貨物の取り締まりを強化するために、深セン、上海など税関は米国TY株式会社を招請して港の税関担当者に侵害商品の識別について講演会を行った。双方の良好な協力によりその後の著作権侵害貨物の摘発、処理に有効であった。

法律の執行を更に強化するために、広東と香港の税関は連携して知的財産権保護の執行を行い、広東、香港税関はそれぞれの港又は海上で同時に執行行動を行い、それぞれの管轄範囲における侵害及び他の違法活動を捜査し、他方の税関が適時に措置を実施し捜査することができるように、発見した嫌疑貨物情報を適時相互に通報するようにした。今まで行った13回の共同貨物検査により、知的財産権の保護は顕著な成果を収めて、大量の輸出入侵害事件を摘発、処理した。

今後、中国税関は「知的財産権税関保護条例」と国家の知的財産権関係の法律法規をこれまでどおり厳格に貫徹、執行し、知的財産権の保護を新しい段階に向上させ、対外貿易の発展の促進に努力する。

（6）録音録画製品市場の管理は日一日と完備している

1998年、録音録画市場管理に関する各法規、制度は更に執行、完備され、「録音録画製品管理条例」及び関連の管理方法によって、文化部は「録音録画製品における違法経営の取り締まりに具体的に利用する法律、法規の実施に関する意見」を制定し、録音録画製品の卸、小売り、輸出及び営業的放映における違

法行為について、具体的な処罰基準額を規定した。また、許可書が撤回された又は2年以内に2回以上の行政処罰を受けた機構と個人は録音録画製品の経営に従事することができない旨補充規定を定めた。この「規定」は各級の録音録画製品管理部門が行政執行の効率を高め、違法経営活動を取り締まるには有力根拠となった。

各級政府は録音録画市場の監督管理を強化するために、過去の経験から有効と考えられる多くの方法を実施した。北京市は総合執行グループを設立し、責任制度を導入して、街の違法録音録画製品を販売する移動販売者について繰り返して取り締まりを行ない、何とか違法活動を排除した。重慶市、天津市は断固たる処置を実施し、多くの違法録音録画製品の集中した経営市場を取り締まった。広東省は243の大きな違法拠点を取り締まり、2,100万枚以上の違法録音録画製品を差し押さえた。違法経営の録音録画店を延べ約10万店検査し、延べ8,000店以上を取り締まった。

1998年4月、文化部は率先して中央及び各地方に文化市場監督告発電話を設置した。江蘇、山東、新疆、寧夏等地区の録音録画製品管理部門は経営者と誓約書を取り交わした。北京市は奨励制度を制定し、ポルノ及び違法VCDディスク案件を取り締まった。一年間に40万元以上の賞金を投入し、顕著な成果を収めた。広東省では、1996年に違法ディスク生産ラインの通報者に対して奨励する規定を設けたのに続いて、違法録音録画製品の密輸、運送、貯蔵、販売関係の通報者へも報奨方法を拡充した。湖北省では武漢市をはじめ、全省における大中型都市で録音録画市場監督者制度を制定し、録音録画市場の監督を実施している。浙江省義烏市政府では通知を發布して、通報の内容が確実な場合、差し押さえた違法録音録画製品の数量によって、一枚0.50円で計算した金額を奨励金として関係の通報者に与えると規定した。四川、遼寧、河北、湖北、安徽、云南、湖南長沙等省、市は相次いで報告奨励方法を制定、發布し、広範な大衆から積極的な通報があった。

経営機構の法制意識と自己制約を更に強化し、民衆からの通報の便宜を図るため、1998年10月、文化部は監督報告公示制度の実施を決定して、あらゆる録音録画製品の営業箇所は、違法録音録画製品監督報告の公示看板を掛け、関係の管理部門の名称と報告電話を明記しなければならないと規定した。この制度は既に一部分の地区で実施されており、1999年に全国において拡大実施する予定である。

文化部は1998年を「全国文化市場法制年」と定め、文化市場の立法、執行、法律普及を強化することとした。そして録音録画市場は各地における法制年活動を展開する際の重要ターゲットであった。録音録画製品の海賊版、密輸が日増しにはなはだしくなっている情況に鑑み、文化部は1998年5月から7月にかけて録音録画市場の集中管理を行うと、各地に伝えた。部分的な統計によれば、わずか3ヶ月間に差し押さえられた違法録音録画製品は1,348万枚に達し、行政処罰の実施は8,070件、公安、司法機関への移送は831件、許可書の撤回は763店、取り締まりを受けた違法露店は3,624店であり、同時に研修により延べ

13万人の経営管理職を育成した。

本物の録音録画製品を支持するために、文化部は録音録画製品市場においてチェーン店経営を推奨し、また、録音録画製品についての卸売り組織と卸展示会の審査、許可及び管理の権限を下部組織に権限移譲することとした、更に、都市と農村の中間地帯及び農村の録画放映市場の管理規範化活動を行ってきた。

1998年、国務院の機構改革により、文化部が録音録画製品の輸入管理を担当することとなった。この業務は既に軌道に乗っている。新しい「録音録画製品輸入管理方法」は1999年の実施により、他の国（地区）の著作権の保護は更に強化されることとなった。

（7）公安機関が権利侵害と海賊版の違法犯罪活動を厳しく取り締まり、顕著な成果を収めた。

部分的な統計によると、1998年、全国各級の公安機関は合計4.8万件以上のポルノ制作、販売、散布案件及び侵害、海賊版案件を摘発、解決し、関連の容疑者を約7.33万人逮捕し、23の違法ディスク生産ラインを押収し、910万枚以上の海賊版のディスクと41.3万以上のビデオテープ、1400万冊以上の海賊版及びポルノの違法刊行物を差し押さえた。

1998年、公安部は文化部と連合して通知を発出し、各地の公安機関が都市と農村の中間地帯、県城、郷鎮における録画放映市場を検査、管理し、海賊版、ポルノ及び違法出版物を生産、販売する違法行為を処理、取り締まるとのこととした。重慶市公安機関は無許可放映及びポルノ放映をした186の録画営業場所を取り締まり、126件のポルノ録音録画製品の販売、頒布案件を摘発し、143人の違法、犯罪者を逮捕した。ある一部の違法者が私人から借りた家屋を利用して、海賊版、ポルノ及び違法出版物を販売、貯蔵していたことから、北京、天津、山東、湖北等地方の公安機関は家屋の賃貸借の管理を強化するとともに、賃貸借の家屋の所有者に対し、法に背いた場合に懲罰が下されることを通知した。そして、ポルノと侵害海賊版製品を生産、販売する違法者に便利を提供した何人かの家屋の所有者が処罰を受けた。広東省広州市の公安機関は逃げ足の早い違法出版物の販売者に対して、「110」警報システムが持っている統一的指揮命令、素早い反応、機動性といった利点を十分に活用して、対応している。10月から12月にかけて集中行動だけでも、延べ1270人の警察が出動し、650人以上の違法出版物の移動販売者を逮捕して、16万冊（枚）以上の違法刊行物、ディスクを差し押さえた。北京、天津等地方の公安機関は北京中関村電気街、天津新洋市場等の重点場所について全面的な検査を行い、ポルノ生産販売、侵害、海賊版の拠点を取り締まり、一部の違法、犯罪者を逮捕した。1998年、広東、福建、湖北、四川、安徽等地方の公安機関は通告報奨制度と秘密調査とを実施し、幅広く手がかりを収集し、違法ディスク生産ラインを探し、違法ディスクの生産を厳重に取り締まってきた。同時に、各地の公安機関は新たに現れた、コンピューターを利用して違法ディスクの生産をするポルノ制作販売、権利侵害、海賊版の違法犯罪活動に対しても厳しく取り締まった。1998年5月、

上海市公安機関は、コンピューター化 CD 製作設備でポルノディスクを生産した 8 人の犯罪グループを逮捕し、4.3 万枚ものポルノディスクを差し押さえた。統計によると、1995 年以来、公安機関は既に 73 のディスク生産ラインを押収し、違法犯罪者に大きな衝撃を与えた。

1998 年、各地の公安機関は印刷業の現状について幅広く調査、研究を行い、実際の状況を調査した上で、業種の管理を強化し、違法印刷活動が深刻な重点の地区を検査、管理し、違法印刷活動を厳しく取り締まった。山東、江蘇、浙江、重慶、河北、湖南、江西、山西、広東、四川、湖北など省、市はポルノ製品と違法出版物の取り締まり活動にあたり、業者に再審査して許可書を発行し、重点地区の印刷業の治安管理を強化した。公安部と新聞出版署、国家工商行政管理局とが連携して「印刷業を検査、整頓する通知」を發布した後、北京、遼寧、浙江、安徽、福建、江蘇、山東等地方の公安機関は迅速に行動し、地方公安部局の所屬地管理責任制度と印刷工場内部安全責任制度等の措置を採用し、印刷工場に対する治安管理を強化してきた。

1998 年、各級の公安機関はポルノ生産販売、権利侵害、海賊版案件の処理を強化し、いくつかの社会危害への影響が重大な案件を相次いで解決した。5 月 6 日から 11 日まで、広東省深セン市公安機関は周到に準備して、八つの海賊版ディスク倉庫を一挙に粉砕し、160 種類、61 万枚以上の海賊版ディスクを押収し、関係者 53 人を逮捕して、深センから内地の 20 以上の大中型都市に、トン単位で海賊版ディスクを卸していた特大の犯罪グループを徹底に粉砕した。9 月 16 日、山西省陽泉市公安機関は、全国で初めて、郵便局を通じた海賊版の教育用副読本を販売する事件を摘発し、海賊版の教育用副読本 8,000 件差し押さえ、陽泉市郵便局郵送会社が非合法に海賊版の教育用副読本の運送を引き受け、非合法収入 14.3 万元を取得した違法事実を明らかにし、また、河北省公安機関の協力により、二つの海賊版印刷集団を摘発、逮捕した。1998 年、公安部がとりまとめとなって処理した 20 件余りのポルノ生産販売、権利侵害、海賊版に関する重大案件は全てが解決された。

(8) 植物新品種の保護は新しい進展を果たした

1997 年 3 月 20 日、国務院による「中華人民共和国植物新品種保護条例」の発布に続いて、この条例のスムーズな実施を保証するために、1998 年我が国は相次いでこの条例の実施細則、初めの植物新品種保護リスト、品種権審査ガイド及び出願者の使用する一連の規範性書類を制定した。目下、属(種)の植物に関する検定ガイドはラインの制定を急いでいるところである。また、我が国は様々な手段によって植物新品種保護の普及啓蒙を強化し、植物新品種保護について多くの人々に知識を与えるとともに理解を深め、意識を高めることができた。

我が国の知的財産権国際化の発展を加速させ、我が国の政府が国際植物新品種保護連盟(UPOV)及びそのメンバーとの協力と交流を促進するため、1998 年 8 月、第九回全国人民代表大会常務委員会第四回会議で、我が国の「国際植物新

品種保護条約（1978年文書」の加入が批准された。

（9）国際交流と協力が更に強化された

1998年6月10日、USTR代表補 Joseph Papovich が米国政府代表団を率いて、高廬麟中国国家知識産権局元局長を団長とした中国代表団と中米知的財産権二国間会談を行った。米国代表団は国務院、USTR、USPTO、国会図書館と税関からなり、中国代表団は国家知識産権局、国家工商行政管理总局商標局、国家版權局、国家医薬監督管理局、税関総署である。

1998年9月24日、フランス総理 Lionel Jospin が訪中する際に、中法両国は「中華人民共和国とフランス共和国政府が知的財産権に関するの合作協定」を締結した。姜穎中国国家知識産権局局長、フランスの H.E.Pierre Morel 駐中国大使はそれぞれ両国政府を代表して協定にサインした。

1998年3月と9月に、高廬麟中国国家知識産権局前局長と姜穎局長は相次いで中国政府代表団を率いて、WIPOの第32回、第33回一般総会に参加した。1998年、国家知識産権局は相次いで代表を派遣し、WIPO 特許法常設委員会(SCP)第一回会議とWIPO 情報技術常設委員会(SCIT)第一回会議に参加した。

1998年4月、国家知識産権局はWIPOと共同に「21世紀PCT制度国際シンポジウム」を開催した。10月、中国知識産権研究会は米国 AIPLA と共同に北京で「21世紀に向けた知的財産権保護制度の国際シンポジウム」を主催した。

1998年には、国家知識産権局はそれぞれ、日本、韓国、米国、英国、ドイツ、オーストリア、フランス、スウェーデン、ブルガリア、ユーゴスラビア連盟、ロシアなどの国と知的財産権の分野において協力活動を行った。

1998年、商標局は40の外国団体の正式訪問を受け、24の代表団を派遣し、相次いでWIPO第32回、第33回一般総会、ニース連盟準備グループ第18回会合、情報技術常設委員会第一回会合、工業品意匠と地理標識常設委員会第一回会合に参加し、米国、日本、マカオ等五つの国又は地区の商標主管機関を訪問した。シンガポール、日本、カナダ、スリランカ、イラン、スイス、ベルギー、オランダ等国が開催した第10回検討会研修活動に参加した。このような交流を通じて、商標局とWIPOとの連絡は更に密接になり、商標業務と商標法律の面において他の国又は地区との交流協力が促進され、我が国の商標分野における国際地位が高まった。

1998年、于友先中国国家版權局局長が中国版權局局長代表団を率いて、WIPOの本部を訪問した。国家版權局はWIPOと連合して上海で「著作権とWIPOの二つの新条約に関するアジア太平洋地区協商会議」と「視聴出演議定書及び関連問題に関するアジア太平洋地区協商会議」を開催した。我が国の香港特別行政区は初めて、WIPOとの共催で香港において国際知的財産権問題シンポジウムを開催した。

1998年、我が国は三つの代表団を派遣し、相次いで「アジア太平洋地区植物特許及び98アジア太平洋地区種貿易シンポジウム」、「アジア地区植物新品種保護シンポジウム」に出席し、「国際植物新品種保護研修」に参加した。これらの

活動を通じて、我が国が他の国との植物新品種保護における交流と協力は促進され、我が国の植物新品種保護審査機関が国際植物新品種保護連盟(UPOV)との連絡はより緊密になった。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/10/22 号 (N0.12)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
